

小作争議調査表

No. 143

（手帳等先着）

経過	事項	原因	地主 関係 団体	関係 人員	場所	發生 終熄
	小作科減額要求 六日地主と小作人側との交渉に終末に至り、元日の通り解決す。	小作科一及び付孝三俵、粟三俵の定より小作科増しを本年七月の米兩小作村中の 南川、茄子、トト等の蔬菜類全減（五分）小作科減額要求にたいし、同。	ナシ	地主 権海 小作人 龍仰 吉外五九又	久富市 小森江	昭和十年八月六日 昭和十年七月七日
			小作人 関係団体	関係地 種類面積		畑二十町

（昭和十年八月分）

財團
協同會
福岡出張所

備考	結果
	<p>納件條次</p> <p>一本件小作水田は佳幸園小作であること 二小作科の納期は毎年十月三十一日限りとす。但し此を假令の場合に地主が地主に其七厘を 返すに翌年一月三十一日迄猶予期間を置く納付すること。全納の日の納期日に於ては十倉積 半同量減額を考慮納付にすり控算し之とす。又ハシ 三地主不可致力より減収の戻込みを小作科の取上日前に地主に其旨申込み及び控見の上協定 すること。若し不協の仕向處帯に納付責任に上申し、若し地主の協定を不協とすこと。 四小作科官又日納付責任の協定は、若し地主の協定に相違あり、地主の協定を不協とすこと。 五小作人自取の存申込を地主が不協ありを假令の場合に地主の申込を不協とすことと假令。 六小作人の申込より地主が不協ありを假令の場合に地主の申込を不協とすことと假令。 七本件地主の方で三割の減額を協定す。但し地主が同族の家族の全家族の場合に此の限りたらず 八地主の承諾を以て本件小作科の納付に地主は協定す。但し地主の協定は協定後十日を以て限りとす。 九納期日迄小作科の納入を以て地主は協定す。但し地主の協定は協定後十日を以て限りとす。 十小作科の納入を以て小作科の納入を以て地主は協定す。但し地主の協定は協定後十日を以て限りとす。 十一小作科の納入場所 小倉市 紺屋町 北九州不動産管理株式会社 法律事務所</p>